



一年を終えて

部長 平家 義久

…と言いながら、生徒指導部で4年を終えようとしています。「あひる」というシンプルな重点目標を掲げ、ときには集会で挨拶表彰をおこなったりしましたが、本当に清々しい挨拶をしてくれる生徒がいます。反対に模試や行事の後、それにコロナ禍で欠席者が多いときには声も小さく、うつむき加減に見えます。様子を見てみると、挨拶は学校の活力のバロメーターのような気がします。

「健全なる精神は健全なる肉体に宿る」という言葉があります。色んな解釈があるので一概には言えませんが、学生生活において、まずは自分自身の体調が整ってこそその学業なのかな、と思います。

最近、コロナ禍で思うように活動ができないことも多いですが、ときには屋外で新鮮な空気を吸い、体を動かして脳に酸素を供給することが大切だと感じます。勉強は頭で、運動は身体と別々に考える人がいますが、決してそうではありません。ハーバード大学の卒業生には歴代200人くらいのオリンピック代表選手がおり、メダリストも複数いるそうです。日本と海外では教育環境が違うとは思いますが、「文武不岐」というように、互いに相乗効果があるものです。

春季休業中も適度な運動をし、規則正しい生活を送り、体調面を整えておくことが効率の良い学習にもつながります。また、運動部の人たちにとっては総体が近づいていますが、限られた条件の中で効率よくトレーニングを重ね、本番で力を発揮してください。4月から新生が入ってきますが、「先輩たちのように澆漓とした高校生になりたい」と思えるような存在であってほしいと思います。

長期休業中の注意点

令和4年4月6日(水)～15日(金)までが兵庫県の春の交通安全運動期間で、交通安全キーワードとして「こいぬのあしあと」というものがあるそうです。

☐=交通安全は家庭から い=いつもの道でも、止まる・見る・待つ ぬ=濡れたみちではスリッパ注意

の=乗るときはブレーキ・ライト大丈夫 ぬ=青信号でも右・左 ☐=シートベルトはカチツとなるまで

ぬ=明るい服と反射材 ☐=「止まれ」の場所は一旦止まって右・左

全てあたり前のことだとは思いますが、歩行者の「ながらスマホ」などで、これらが守れていない様子を街中で見かけます。日頃から周囲の状況を確認し、危険予測を怠らずに行動しましょう。

以下、長期休業中の注意についても、いま一度確認しておいてください。

1. 自覚のある行動

- ・マナーについて…マスクを着用し、咳エチケットを守るなど、感染予防に努めること。
- ・服装について…学校に登校する場合は必ず制服を着用すること。
- ・下校時刻について…部活動では顧問の指示に従い行動し、**18:00完全下校**を守ること。
- ・外出について…不要不急の外出を控え、家庭学習など自分の時間を有効に活用すること。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けること。
- ・携帯電話・スマホの使用…校内での使用は原則禁止。緊急時など教員の許可を得て使用可。節度のある使用を心がけること。SNSによる誹謗・中傷、または画像・動画の拡散等、迷惑行為禁止。

*被害を受けたときは保護者・学校に相談すること。

2. 自転車のマナー *自転車については裏面にもあります。

[守りましょう！自転車安全利用五則]～兵庫県安全対策委員会パンフレットより～

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る(違反した場合、全てに罰則、罰金が科せられます)。

- ・傘差し・携帯電話の操作・ヘッドホンの着用・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

***ライト推奨時間は17:00(4月～9月)です。**

- ⑤ 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用

3. 旅行・アルバイト・その他

- ・旅行届は担任、学割申請は事務室です。余裕をもって早めに提出すること。
- ・長期にわたり外出をする場合は、担任に連絡先等を届けること。
- ・**無断アルバイトは禁止**です。家計の急変などやむを得ずアルバイトを必要とする場合はあらかじめ保護者・担任と十分に相談すること。

4. その他

- ・1月に実施したいじめアンケートでは、いじめに関する記載はありませんでしたが、人間関係での悩みや不信・不満等は自分一人で抱え込まず、身近な人に相談すること。
 - ・不審者に遭遇した、あるいはしそうな場合、**その場ですぐに警察に連絡**を取ること。
- *事後、担任に連絡すること。

ひょうごっ子悩み相談
0120-0-78310(なやみ言おう)
いのちの電話
0120-783-556(なやみころ)

緊急連絡先 学校 079-560-6080
平日 8:20～16:50(土日を除く)



成年年齢が18歳に（2022年4月1日民法改正）

2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられます。そのことで国民生活センターは新たに新成人となる18歳・19歳の人たちに向けて注意喚起しています。

飲酒・喫煙や競馬・競輪などのギャンブルはこれまで通り20歳にならないとできません。しかし、この改正により、親の同意がなくてもクレジットカードやローンなどの契約ができるようになる一方、本人や保護者などが契約を取り消せる「未成年者取消権」が使えなくなります。そこを狙った悪徳業者による被害の拡大が懸念されています。ちなみに新成人になるのは以下の表のとおりです。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002. 4. 1以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002. 4. 2～2003. 4. 1	2022. 4. 1	19歳
2003. 4. 2～2004. 4. 1	2022. 4. 1	18歳
2004. 4. 2以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

（政府広報オンライン参考）

また、NHK ニュース WEB にわかりやすい具体例が載っていたので、ちょっと長い！と思うかもしれませんが、読んでおいてください。

“もうけ話”トラブル

1 つ目は、副業や情報商材、マルチ商法など「もうけ話」に関するトラブルです。

具体的には、「『チャットで相談にのるだけ』というアルバイトをネット上で見つけ副業サイトに登録したら個人情報の交換のためと称して有料の手続きを次々求められ、10 万円近く支払ってしまった」といった相談が寄せられています。「簡単に稼げる」などと強調する広告や勧誘はうのみにしないこと、報酬を得るためだとして「手数料」や「登録料」を請求された場合は特に注意が必要です。

“美容関連”トラブル

2 つ目は、エステや美容医療などの“美容”に関するトラブルです。具体的には「二重まぶたの手術で『手術当日に化粧できる』などという宣伝を見て、カウンセリングを申し込んだらその日のうちに手術することになり、術後 1 週間腫れがひかなかった」などの相談が寄せられています。施術前に副作用などを十分確認し、高額な費用の分割払いなどを勧められても支払えない場合はすぐ契約しないことが重要です。

“定期購入”トラブル

3 つ目は、健康食品や化粧品などの“定期購入”トラブルです。具体的には、「動画サイトで500円と宣伝していたダイエットサプリメントを1回のつもりで注文したところ定期購入契約が条件となっていて、解約料5000円を請求された」といった相談が寄せられています。通信販売には一定期間内に解約できるクーリング・オフ制度がないため、注文前に継続期間や解約などの条件を確認することが必要です。

“出会い系”トラブル

4 つ目は、出会い系サイトやマッチングアプリなどに関するトラブルです。具体的には、「SNS で知り合った相手から出会い系サイトでのやりとりを持ちかけられサイトを利用したところ、必要な費用としてあわせて16万円を請求され、解約もできない」などの相談が寄せられています。解約条件などサイトやアプリの規約を確認してから利用し、知り合った相手が本当に信用できるのか慎重に判断することが大切です。

“異性・恋愛関連”トラブル

5 つ目は、デート商法など“異性・恋愛”に関するトラブルです。デート商法は、相手の恋愛感情を利用して、高額な商品を購入させる悪質商法で、中には強引に借金をさせられるケースもあります。「結婚するときに使える」などと説明されて断りにくい場合も、冷静になりすぐ契約しないことが重要です。

“仕事関連”トラブル

6 つ目は、就活商法やオーディション商法などの“仕事”に関するトラブルです。具体的には、「芸能事務所の面接で『所属すれば確実にテレビ番組に出演できる。入会金が5万円かかるが仕事をたくさん紹介する』などと説明され契約したが仕事の話が一切ない」といった相談が寄せられています。就職活動の不安につけ込んだり、期待を持たせたりする勧誘には注意し、レッスンなどのために費用負担を求められてもその場で契約しないことが大切です。

“新生活関連”トラブル

7 つ目は、賃貸住宅や電力の契約など“新生活”に関するトラブルです。具体的には、「引っ越し当日に急に業者が現れ『管理会社から紹介された。荷物を入れる前に工事を行った方がよい』などと防かび工事を勧められおおよそ6万円払ったが、管理会社への確認でウソだと分かったので解約したい」などの相談が寄せられています。引っ越しなどで忙しい時期は冷静に判断できないおそれがあるため、業者の連絡先を聞き、管理会社にも問い合わせるなどしっかり確認することが必要です。

“借金・クレカ”トラブル

8 つ目は、消費者金融からの借入れやクレジットカードなどに関するトラブルです。具体的には、「大学のオンライン授業のためリボ払いでパソコンを購入し、1年以上たって利用明細を確認したところ、支払い残高がおおよそ30万円と想像より高額になっていた」といった相談が寄せられています。リボ払いなどは手数料が発生するといったクレジットカードの仕組みを理解し、利用明細を必ず確認することが重要です。

“通信契約”トラブル

9 つ目は、スマートフォンやインターネット回線などの“通信契約”に関するトラブルです。具体的には、「業者から『今より料金が安くなる』などと説明され光回線契約を変更したら、以前より高くなった」などの相談が寄せられています。料金設定の条件や勧誘を受けた業者の名前や連絡先をしっかりと確認することが大切です。

“SNS きっかけ”トラブル

最後は誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など“SNS”をきっかけとするトラブルです。SNS 上の広告や SNS で知り合った人物などトラブルのきっかけが SNS だったという相談が増えています。これまで紹介した対策と共に SNS を利用する際には個人情報を安易に書き込まないこともトラブルを防ぐことにつながります。

国民生活センターでは、若者向けにさらに詳しい相談事例や防ぐためのポイントをホームページで公表しています。また、困ったときは「消費者ホットライン」の「188」にかけて相談してほしいと呼びかけています。

